

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成30年7月17日（火曜日）

---

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

---

出席委員（14名）

委員長	山内 昇一 君	
副委員長	後藤 伸太郎 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	佐藤 正明 君	及川 幸子 君
	村岡 賢一 君	高橋 兼次 君
	星 喜美男 君	菅原 辰雄 君
	山内 孝樹 君	後藤 清喜 君

---

欠席委員（1名）

今野 雄紀 君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副町	長	最知 明広 君
総務課	長	高橋 一清 君
企画課	長	及川 明 君
環境対策課	長	佐藤 孝志 君
農林水産課	長	千葉 啓 君
建設課	長	三浦 孝 君
復興推進課	長	男澤 知樹 君

---

事務局職員出席者

事務局 長

三 浦 浩

総務係 長  
兼 議事調査係 長

小 野 寛 和

午前10時00分 開会

○委員長（山内昇一君） 皆さん、おはようございます。

おそろいでございますので、ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催することといたします。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

欠席委員、今野雄紀委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

関西の豪雨による大災害で一日も早い復興がなし遂げられることを、ここにお見舞いを申し上げます。

また、皆様におかれましても、猛暑の続く毎日でございますので、体調管理に万全を尽くして議員活動に専念していただきたいと思います。

さて、本日の特別委員会は、1件目として請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書についての審査に必要な調査、2件目として放射性物質汚染牧草の処理事業について、事業の安全性を調査するため開催するものであります。

まず、本日の進め方ですが、1件目の請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書については、これまで当局と請願者の両方から聞き取り調査を行ってまいりましたわけでございますが、その内容の中で確認したいことについて、委員より質疑を受けたいと思います。さらに、2件目の放射性物質汚染牧草の処理事業については、事業計画の内容及び現時点の当該事業の進捗状況について当局から説明をいただき、その後、委員より質疑を受けたいと思います。その後、当局に退席をいただいた後、両調査事項の今後の進め方についてご意見を伺いたいと思います。

なお、本日は調査事項が2件ございますことから、調査事項の都度、当局の説明員には退席していただくこととしたいと思います。

このように取り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書についてを議題とい

たします。

これまでの執行部の説明と請願者の説明において、確認したいことがあれば質疑を願います。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 倉橋でございます。着席してよろしいですか。

○委員長（山内昇一君） どうぞ、着席して。

○倉橋誠司委員 では失礼します。

執行部の方に確認というかお願いしたいんですけども、5月に説明をいただいた際に、アスベストの件で、検査方法によってあるなしという違いが出るというのはわかったんですけども、環境対策課長のほうから説明いただきました、高野会館に実際に調査に入った際に、遠藤前副町長、西城前課長から請願者というか所有者に対して許可を求めたと思うと、思われるというふうなちょっと曖昧な表現であったかと思えます。それで、ちょっとやっぱりこれ委員会に付託して掘り下げて調査したいなと思っておりまして、環境対策課長のほうからも、ぜひ前副町長あるいは前課長に実際のところはどうだったのか確認をしていただければと思っているのですが。

それと、あと復興推進課長のほうからご説明がありました、高野会館を復興祈念公園内に入れる考えはないと、町として考えはないということでしたけれども、その理由をちょっとお聞かせいただきたい。なぜ高野会館を復興祈念公園内に入れないという判断を町でしたのか、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。どうぞ、着席して。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 済みません、着座にて。

それでは私のほうから、アスベストの調査のこれまでの経緯につきましてお話をしたいと思います。

5月15日に特別委員会が開催され、その後、所有者の方の意見を聞いてまいりました。その中で、やっぱり町としても当時どうだったのかということで、職員を退職された方、当時役職についていた方で、課長、参事、係長ということで3名の方からいろいろ当時の事務手続に関してどういうふうになされたのかということをお聞かせいただきました。それは電話での確認あるいは直接面談をして経緯を確認させていただきました。

6年前のことなので、なかなか調査の具体的な内容についてはちょっと記憶になかなかないという方もおられた中で、1名の職員の方から、当時のことではありますが、なかなか今西日本の大豪雨の中で災害廃棄物が大分出ているようですけども、同じような体制が当時いろいろ

あって、災害廃棄物をいかに早く処理しなければならないのかという状況であったそうであります。いずれただいろいろ災害廃棄物についても既存の建物がございましたので、早期に解体するという方向でいろいろ所有者とも努力してきたわけですが、その中でいろいろ当時の記憶を掘り出していただいた中で、電話ではあったんですが、当時のホテルに従業員として勤めていた方に、具体的に立ち入りの調査を含めてどのようにしたらいいのかと、アスベストの調査をしたいんだけどもということ電話をさせていただいたという話は確認しております。その後、自分が直接お電話をかけたか、あるいは相手様から電話が来たかはちょっとはつきりしないが、アスベストの調査に当たっては立ち入りの了解を受けたということで、電話ではありましたが、そういうふうな話を一職員から聞いてございます。

あとは、その当時いろいろ関係資料はつくらなかったのかということなどもお聞きしましたが、資料としてはいろいろ交渉事の部分については忙しくて作成できなかったということで、電話での連絡のみで対応したということで、聞き取り調査を現段階では終えている状況であります。

以上です。

○委員長（山内昇一君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 座って答弁させていただきます。

先日の特別委員会で、私のほうから復興祈念公園エリアへの組み入れは可能かどうかについて、現状として非常に困難と、無理ではないかというふうに考えているという旨を答弁させていただきました。

その理由といたしましては、現状民有地を民有地の状態のまま公の施設たる公園の一部として位置づけること、すなわち高野会館の土地・建物を公園エリアに組み入れることは、現状を考えれば非常に困難ではないかと考えているという答弁をさせていただいたと記憶しております。理屈上は、例えば土地・建物の賃貸借契約とか使用貸借契約を結んで、これ理屈上ですよ、町が賃貸借権等々を取得すれば、公の施設としてそこも位置づけることは法律上は可能でしょう。ただ、この理屈を現実のものとするためには越えなければいけないハードルが非常に高いと考えているから、非常に困難というふうに申したものでございます。

なぜ拡大する必要があるのか、拡大して町は何を意図しているのか、どういう事業を意図しているのか、ほかにもあろうかと思えますけれども、いずれ町として現状進めている部分を拡大するに当たっては、これらを整理して、住民説明会、あとは町の都市計画審議会等々で検討していくというプロセスが当然必要になります。そのためには期間も半年から1年以上かかる

のかなというふうに考えております。

これにあわせて、復興交付金で現在整備をしている祈念公園、交付金も当然ながら確保しなければいけないというふうに考えられます。この交付金につきましては、先日も申しましたが復興交付金につきまして復興庁とかんかんがくがくのやりとりをした結果、現在の6.3ヘクタールということで決定をしていると。当初二十数ヘクタールということでお話をしたこともございますが、復興庁からは現実的ではないというお話もいただいていることを踏まえれば、この交付金の確保につきましても非常に難しいというふうに考えております。

さらに申せば、仮に交付金が確保できたとしても、都計審、住民説明会、これも仮にクリアできたとしても、さらに県の事業認可をとるという手続が必要になります。この手続に、これも半年から1年ぐらいかかりますので、現実として平成32年度までというこの交付金の期限内に南側の当該敷地も入れてという話になりますと、財政的、期間的にも非常に難しい、困難というふうに考えられるということから、先日そのように申したところでございます。

加えて申せば、そもそも復興庁、これ最初のコンタクトのときだったんですけども、南側まで入れての祈念公園につきましては、復興庁としては認めないと。ちょっと適当な言葉かどうか分かりませんが、論外という話もいただいているということは最後に申し添えさせていただきます。

以上です。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 まず、環境対策課長にもう一度ちょっとお聞きしたいんですけども、当時の調査、ヒアリングはされたということなんですけれども、これは本当に合法的というふうに考えていらっしゃるのか、あるいは違法性があるのか。その合法性、法律に従っているのかどうか、もう一度確認したいと思います。

それと、復興推進課長のほうからハードルがいろいろとあるということなんですけれども、当初は23ヘクタールですね、平成26年の6月に復興市街地整備課からお願いということで、復興祈念公園は縮小して整備しますという通知が関係者の方々に出されています。もともとは高野会館のエリアも復興祈念公園内に入っていたわけなんですけれども、それがちょっと一方的な感じの通知だったというふうに請願者は捉えています、一方的に祈念公園内から外されて、でもやっぱり今回戻してほしいという請願を出していらっしゃいます。

いろいろハードルがあるということなんです、例えば岩手県の陸前高田市なんかは、気仙中学校というところを復興祈念公園の中に含むと、逆に拡大して含んでいます。それは国との

調整なんかもされているというふうに私は伺っております。

ですから、ちょっとハードルが高いと、何か消極的というふうな印象を受けたんですけども、高野会館は本当に残すべき建物だと私も思っていますので、ちょっとここはもう一踏ん張りして、国との交渉をもう一度やっていただきたく思っております。ですから、ちょっとそこで否定的になってしまうのではなくて、もう一度ちょっと検討していただきたくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） アスベスト調査に当たり合法性があるのかということでございますが、一応立ち入り云々調査をする前に、電話であろうと一応お話をして、内部の意思決定がどこまであったのかはちょっと私たちもわからないわけですが、一応調査することについては了解を受けたということからすれば、一定の合法性があるのかなというふうに考えておるところでございます。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私のほうから2点目についてお話をさせていただきますが、震災からずっと、復興庁と町の土地利用計画についていろいろ議論をまいりました。今お話しのように、当初右岸側につきましては、23ヘクタールないし24ヘクタールを公園ということで復興庁に申し上げました。しかしながら、先ほど課長もお話ししたように、23ヘクタール、24ヘクタールの公園の面積、これは先ほどちょっと厳しいことを言いましたが、論外ということです。基本的にはそこには復興庁としては金はつけないということの経緯がございます。これは一朝一夕で決まったわけではなくて、数年にかかってこの問題については復興庁とやりとりをまいりました。結果として復興庁が復興交付金を出さないということになりますと、基本的には復興祈念公園からこれを外さざるを得ないというのが町としての立場でありますし、それから町としてそういった町単で財源を拠出するということのはっきり申し上げて不可能ということですので、今この時期で見直しをと、国のほうにもう少し働きかけをというお話であります。復興庁では多分この話を持っていってももう既に決着済みということのお話でございますから、復興庁で門戸を開くということはありませんというふうに思いますし、当然そういった復興交付金を出すということもこれはあり得ないということでございます。

それから、日程的、スケジュール的なことを考えてお話をさせていただければ、当然あと2年と9カ月で復興計画は全て終了しなければいけないということになっておりますので、今こ

の時期において1年、2年というこのサイクルを延ばすということになれば、完全にほかの復興祈念公園の整備もできないということになりますので、町としてはこれは取り組まないということで意思決定をさせていただいておりますので、ここはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

ただいまのお話をお伺いしてみますと、もうこの件については決定しているからだめだというようにただいまの町長のお話ですけれども、いや、私は違うんじゃないかと思います。

まず、この件については町民の人たちがすごく興味を持っておられます。そしてまた、私は前回一般質問でも世界遺産というものを質問しました。現在、当町として残っているのは防災庁舎、高野会館、この2つでございます。これをここで決めてしまうと、防災庁舎しか残らないんです。そうした場合、今世界遺産という大事な、そういう後世に残し得る手段の一つでもあります世界遺産というものに目を向けて、私は質問しました。これからも大事なことだろうと思っております。

そこで、復興予算がつかないからと言いますけれども、陸前高田市は5つも入れております。先ほど倉橋委員が言いましたけれども、川向こうの気仙中学校までエリアにしたということは、復興庁は宮城県にも岩手県にも同じような説明をしていると思うんです。岩手がよくて宮城がだめだって、そういうことではないかと思うんです。そして、陸前高田市さんは民間のタピック、私の記憶であればタピックという道の駅がありました。そういうところを市に寄贈させていただいて、そこも含めていました。ですから、やり方だと思うんです。その思いがどこにあるか。それほど大事なものであろうと私は思っております。

ですから、この委員会におろしたという意味合いも考えていただきたいと思うんです。なぜ委員会におろしたか。いろんな調査をするために、細かい調査をするために委員会におろしたはずだと思います。そうすれば納得のいくような調査をすべきだと私は思うんです。1人反対の人がいても、その人が納得するまで委員会をしていくということが大事ではないかと思えます。そういう観点からしても、ぜひこの陸前高田市、お金がかかると言いますが、陸前高田市さんは5つ、現状をそのままに残しております。残そうとして、議会のほうでも議決してあります。そういうところをもう一度視察して勉強していくことも一つの方法でなかろうかと思えます。

委員長にお願いですけれども、ぜひこの陸前高田市を視察すべきだと思いますので、お取り計

らい願います。

○委員長（山内昇一君） ただいま及川委員から震災遺構の調査の中でお話がありましたが、この件について、委員の皆様、ご意見あれば願います。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 委員の皆様からご意見をということですので、委員長の進め方についてちょっとご意見を申し上げさせていただきますが、今の委員長のご質問は、陸前高田市に視察に行くべきかどうかのご意見を求めるということですか。

○委員長（山内昇一君） はい、そうです。

○後藤伸太郎委員 きょう当局をお呼びして、当局の今までの発言と請願者の方の思いとずれがあるから、そこを確認しましょうということできょうの委員会を開くと委員長最初におっしゃいましたので、この後の調査の進め方、委員会としての進め方については別に、この質疑が終わった後にはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） ただいま後藤委員から進め方についてありましたが、今回のこの陸前高田市の視察については、今進めている議題から少しずれておりますので、ずれているといえますか議題の中心になっておりませんので、この後質疑をしたいと思いますが、及川委員、よろしいですか。

○及川幸子委員 はい。済みません、それではもう一点お伺いいたします。これは当局からですね。

祈念公園が23ヘクタールから6.3ヘクタールになりました。この数字というものはかなりの規模で縮小されました。当時、23ヘクタールでいくということ協議、町だけで23ヘクタールでいこうと決めたものなのか、なぜこのような数字、6.3ヘクタールと狭くなったのか。その辺のいきさつをお伺いいたします。ある程度皆計画というものは、復興庁なりに、大体どの辺、この辺まででいいですか、この町として何ヘクタールまでだといいですねとかつてあるはずだと思うんですけども、23ヘクタールいきなり持って行って、そしていきなり6.3ヘクタールに削られたのかどうか。その辺をお伺いいたします。（「前も議会で説明聞いている」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと議員の皆さん方にお話をさせていただきたいのは、この請願の内容について、これについて保存をしたいと、したがって財政支援をということがこの請願の趣旨だと私は思っております。面積がどうのこうのと、あるいはアスベストがどうのこうの

の問題ではなくて、私前回のこの委員会でもお話しさせていただいたように、保存するという  
ことであれば、町としては全くこのことについて反対するつもりはございません。保存する  
のであればこれは保存して結構だというふうに、当初から私はお話をさせていただいておりま  
す。

しかしながら、そこに財政支援を求めるということであれば、これはもう復興庁も金も出し  
ませんので、当然これは町の町民の税金を使ってしまうということになりますので、これはで  
きませんよというお話をしているだけであって、面積がどうのこうのとか、それからアスベ  
ストがどうのこうのとかって言うお話は、ある意味私がお聞きしていると枝葉の議論になっ  
てい  
るんじゃないのかなというふうに思っております。基本的にはこの請願がどうなんだって  
いう  
ことの議論をこの委員会ですべきなんだろうと、私はそう思っています。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 ただいまの町長の意見ですけれども、委員会におろしたというのは、そう  
いう  
もろもろのものも調査するために委員会におろした、先ほどから言っていますけれども、  
そう  
いうことを聞きながら総合的な判断をしていきたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 済みません、もう一回お願いします。

今町長からお話がありました財政負担の件なんですけれども、この間請願者の方からの6月  
の  
説明のときには、財政負担は求めていないと、震災復興祈念公園内に組み入れてほしいと、  
た  
だそれだけなんだというような感じで説明がありました。ですから、ちょっと町長の考え方  
と  
請願者の意図との間にずれがあるのかなというふうに今私は思います。

ですから、震災復興祈念公園の中に入れて保存整備するという事で請願書には書かれて  
い  
ます。ですから、そこでばっちり財政負担を求めているという内容ではないかというふう  
に  
思っています。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） わかりました。財政支援を求めないというのはそれはそれとして、所有  
者  
の方針の考え方ですから、それはそれで尊重させていただきたいと思えますし、ただ、祈  
念  
公園に組み込むということについては、これは冒頭申し上げましたとおり、復興庁はこれ許  
し  
ません。したがって、今この時期になって新たに祈念公園の枠を拡大することは実質  
不  
可能だというふうに思っておりますので、そういう意味合いで私は多分無理なんだろうと  
い  
うことでお話をさせていただいておりますし、それから繰り返しますが、今これから祈念公園

に組み込むということになれば、数年かかります。1年以上かかります。そうすると、あと2年9カ月、さっき言いましたように2年9カ月でこの事業は、全く復興祈念公園は終了しないということになってまいりますので、町としてはその選択はできないということです。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 委員長、ちょっと進行のことでお聞きしたいんですけども、今当局側のほうからいろいろと答弁いただいておりますが、例えばこれ請願者に対して質問することは可能でしょうか。

○委員長（山内昇一君） きょうはできません。

ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）

ほかにございませんので、なければ質疑を終了し、次の事項に移ります。

ここで、本調査事項に係る当局の説明員につきましては、退席していただきます。

次に、放射性物質汚染牧草の処理事業について……、（「及川委員から提案があったこと、それ踏らって言ってたけども」の声あり）これは後で。（「除染の後で」の声あり）はい、後でやりたいと思います。（「除染の後なんですか、おかしいじゃないですか。だってきょうこれで一括でやるの、これやってしまわないとだめじゃないの」の声あり）

では、局長。

○事務局長（三浦 浩君） それでは説明いたしますが、冒頭委員長から本日の進め方について意見がありましたとおり、今回は2件の調査があるので、その1件目、2件目、その都度当局をお呼びして意見を聴取するというございますので、1件目、2件目の調査が終了した後に当局の皆さんにはご退席をいただいて、その後委員の皆様で2つの案件についての調査の方向性を進めていきますという、きょうは進め方のございますので、ご理解をお願いしたいと思います。（「はい了解しました」の声あり）

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

それでは、次に放射性物質汚染牧草の処理事業についてを議題といたします。

担当課長による説明を求めます。

農林水産課長。着席してお願いします。

○農林水産課長（千葉 啓君） 着座にて説明をさせていただきます。

お手元の資料でございます。

お手元の資料の1ページ目につきましては、昨年度2月20日に行いました住民説明会において配付した資料となります。この概要につきましては、ここに記載のとおり、福島第一原子力

発電所事故によって汚染された牧草・稲わらが当町で現在290.8トン保管されておりますと。事故後7年が経過している現在においても、各生産者の自宅周辺敷地、圃場等に一時保管されている状況でございます。本町としては、生産者の保管に対する負担、不安を解消するために、現在400ベクレル以下の牧草につきましては土壌への還元、これはすき込み工になりますけれども、すき込みを終了後、セシウム濃度、空間線量を測定させていただくということで説明をさせていただきまして、保管量のおよそ1%に当たる3トンを先行処理をして、安全性の確認がされれば、全量を処理するという内容での説明を行っているところでございます。今お話ししたように、現在保管している牧草・稲わらの保管量がこの図にございますし、すき込みの予定地につきましては大盤平の町有地という内容でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページが、汚染牧草の処理の工事工程表でございます。実はこの2月、昨年度に説明した段階におきましては、この汚染牧草の3トン分の先行処理につきましては、年度初め早々、4月にすき込みを行うための準備及び各種検査を行うということで説明をさせていただいておりましたけれども、実は4月当初になって関係機関等との協議を行いました。まず、今クリーンセンターに保管されている3トンの汚染牧草に関しまして、再度ちょっと重量等の測定を行ったところ、恐らく7年経過して水分等が飛んでおりまして、3トン間違いなく集めた量が、現在2トンの重量しかないということが判明しました。3トンが2トンになったということで、この先行処理する面積、区画を6区画予定しておったんですけれども、それを4区画に縮小せざるを得ないという状況がございました。なおかつ、町内からこの大盤平に運搬するルートというものがございますので、当然石巻市の北上町の国道398号線を通らなければならないということで、事前に石巻市のほうには電話で昨年度連絡は差し上げていたということなんですけれども、再度ご挨拶に北上支所のほうに伺ったところ、石巻市のほうから運搬経路、運搬方法、飛散防止対策、運搬するのは何月何日かというふうな質問がございました。そういった中で、それもあり、あとは大盤平そもその土壌の測定ですとか、あとは7年が経過している保管牧草の再度の測定、あとは水源の水質の検査、そういった部分に関して事前に行わなければならないという、こういったもろもろの状況の変化につきまして、環境省、県、委託先である農業公社、そういった関係機関等のもろもろの状況を説明し、事業計画に関して再度検討をして見直した計画が、この2ページの計画図でございます。

当初4月という話から大分ずれての計画となっております。8月に準備工ということで各種検査を行って、汚染牧草の運搬、処理、すき込みという部分を8月末から9月初めに行うとい

う計画でございます。その後、時期的にはこのすき込みと播種、種まきですね、これの時期、この1週間、2週間あけなくても構わないんですけども、この部分の状況というのは当然台風時期ということもありますので、期間を長くとっていると。要はすき込みとか運搬、耕起的な部分の機械の調達という部分で期間を長くとっているというところでございます。

済みません、ここには記載されておられませんけれども、運搬して、耕起して、すき込みを行って、種をまいて、その刈り取り時期というのが11月になります。11月に刈り取りを行って、それを検査機関に回して検査して、年内で今年度の事業は一旦終了するということでございます。当然秋にまきますので、翌年の4月、5月、6月の間にまた牧草が生えます。したがって、来年度事業として4月、5月に生えてくる牧草を再度刈り取りしてサンプリング検査、また二番草も生えてきますので、それも刈り取りして再度検査という中で、検査を十分に行って、住民説明会に再度臨みたいというところでございます。

3ページ目をお開き願いたいんですけども、今回8月に先行処理を行う牧草の区画でございます。先ほど説明したように6区画から、この現在3ページに記載されている4区画に変更して、汚染牧草の再検査を行って200ベクレル以下の部分と、200から400ベクレル以下、そういった部分で区画を設けます。色分けしている部分に関しましては、黄色の部分が白の部分より倍の牧草を入れて出た牧草の検査を行うという内容でございます。

4ページを見ていただきたいんですけども、今回事業計画の変更に伴って、この牧草の品種なんですけれども、品種的には同じでございます。ただ、先ほどさまざまな関係機関との調整の中で事業計画をずらさなければならないという部分の大きな要因といたしまして、この牧草の種をまく時期が8月下旬から9月下旬と、4月上旬から5月中旬と、こういったまく時期が決まっておりますので、そういった中で今回牧草に関して8月から9月の時期にこの牧草の種をまくという事業計画の変更になるというところでございます。

5ページに、先行処理する部分の大盤平の区画をオレンジ色の枠で示した部分が、5ページの航空写真でございます。この範囲で先行処理を行いたいというところでございます。

資料の説明に関しましては、以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑を受けたいと思います。これまでの説明に対し聞きたいことがあれば伺ってください。村岡委員。

○村岡賢一委員 では座ったままで。

ただいま課長から説明をいただきました。私、この前質問いたしましたけれども、一度戸倉地区で説明会があったという報告を受けましたけれども、当時、そのときは住民にはすき込み

という題名のない中で、別な問題の部分で、突然すきわらということで話が出ました。住民にとっては寝耳に水というか、そういうことがなかった、題名に載っていなかった部分が説明されたということで、本来であれば最初からそういうものをうたってみんなに知らせるべきだったのかなということを今思っております。その後、私が説明したところで、いろいろ見ますと、置かれている地主の方に配慮してということが書いてありますけれども、この時期で、私が質問したいのは、今いろいろ計画が立てられておまして、それがしっかり煮詰まった段階で住民説明会を開くということでございますけれども、じゃあ説明会を開いても住民にそれはいけないということになった場合、どういうふうな対処をとるのか。

それからもう一つは、何回も申し上げますけれども、なぜ戸倉地区の大盤平でなければいけないのか、これは森林とかいろいろ町有林とかまだまだあるはずなので、そういういろいろな工夫ができなかったのかどうか。

その2点をお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、住民説明会に関してでございますけれども、本来の趣旨を正確に説明して住民説明会でだめとなったらどうするかということでございますけれども、まず400バクレル以下の汚染牧草が現在町内に290トンあるという中で、まず先行処理をして、その安全性を町としては確認したいというのが本来の趣旨でございます。したがって、戸倉地区の住民に関していいとかだめだとかという部分は、その先行処理をした牧草が今回すき込みをしてどのような結果になるか、それによって判断をいただきたいというのが趣旨なのかなというふうに考えておるんですけれども。

なぜ大盤平なのかということも言及いたしますけれども、当然まとまった土地というのが大盤平しかないという現状でございますし、それを分散させて先行処理ということになると、期間的な問題、あとは経費的な問題という部分でかなり負担が大きくなるということもございません。

したがって、大盤平が町有地としては一番適当な場所であるのかなということでございますけれども、そういった中で、安全性という部分でまず調査をさせていただきたいというところでございます。済みません、ちょっと委員の質問の趣旨ともしかするとずれているのかもしれませんが、済みません、再度答弁させていただきます。

○委員長（山内昇一君） 村岡委員。

○村岡賢一委員 ちょっと町のほうでも何か勘違いしているところがあると思うんですよ。やは

り地域の人たちは後回しで、やってから結果を報告するというのは、ちょっとこれは私理解に苦しむんですけれども、もし結果が悪かったらどうするんですか、これ。そういうことでしょうか。だからやる前に、やはり後で問題が起きないようにするためには、そういったものをきちんと考えなければいけないですし、もしそれが後で、やりました、何も住民に話がなくすき込みをしましたと言ったら大変なことになりますよ、これ。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、その事前の昨年度の住民説明会の内容に関しては、済みませんがすき込みということの説明という理解で私は進めていると思っておりました。

また、測定結果が悪かったらどうするんだということなんですけれども、そもそも400ベクレル以下の汚染牧草をすき込みして、それが検査した中で400ベクレルが500になったり600になったりということは考えられないというふうに考えております。恐らく400ベクレル以下の、またはそれと同等の測定結果が出ると予測はしているんですけれども、ただそもそも400ベクレル以下であれば、例えばそれを何十年という形ですき込みをし続けても健康に及ぼす影響というのはないという理解、あとは国の基準という部分がございますので、その辺とりあえずその先行処理という部分に関しましてはご理解をいただきたいと。また、当然住民の中にそういった認識がそもそもなかったというのであれば、再度すき込み前に住民説明会を行って、もう一度ご説明申し上げるといふ部分に関しましては行っても構わないと考えております。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） ちょっと補足をさせていただきたいんですが、実は昨年度、たしか2月か3月に住民説明会をやったんですが、そのときのいわゆる表題とすれば汚染牧草のすき込みについてということで、そういう通知をしていると思います。ただ、今ちょっと課長も申し上げましたけれども、基本的には住民の方も多分関心が低かったんだろうなということは想定されます。最終的には参加人数が少なかったものですから、うちのほうではいわゆる先行処理、試験ですね、試験をさせていただきたいと。試験をした後にもう一度改めてその結果について、説明については丁寧にさせていただきますということで会議を閉じたということでございますので、何ていうんでしょう、もう大盤平で決まりということではないんです。その辺はご理解をいただきたいと思います。試験として大盤平を使わせていただいて、試験をさせていただきたいと、そのご了解を少ない人数であったがいただいたということでご理解をいただきたいと思います。今県内でもいろんな処理方法でけんけんがくがくやっておりますけれども、

基本的にはうちの町は焼却施設はございませんので、やる方法としてはすき込みしかないんです。そのすき込みをどこでやるのかということの試験を大盤平でさせていただきたいという、そういうご理解をいただいたということです。ですから今全国で言われている、例えばですよ、総論としてやっぱりこれはどこかで処理しなきゃいけないよと、総論として皆さん賛成だということはわかるんです。ただ、それを自分の地元でやるのはどうかということになって、各論反対ということで全国でもいろんなところでやっておりますけれども、その前段階だということをご理解いただきたいと思います。試験をさせていただいて、その結果について説明をさせていただきたいということです、それをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 村岡委員。

○村岡賢一委員 今副町長からお話がありましたけれども、会議のときには、通知の中にはセシウムのすき込みということはありませんでした。実際の会議に行ったときに渡された紙の中にはセシウムということは、それは書いてありました。なので、最初の前段の通知の部分には稲わらのすき込みということはなかったと思います。

それはそれでいいんですけれども、私が申し上げたいのは、何回も申し上げますけれども、これから残った稲わら、じゃあ一体最後はどこでみんな処理するのか、すき込みするのかということもありますけれども、一番私が言いたいのは、今南三陸町は自然環境の中で町をアピールしています。いろんなASC、FSC、これからラムサールも今とろうとしています。今水源がまさにその大盤峠の下に、全町民が利用できる水源があそこにやっと形ができたばかりです。その頭の上にすき込みをするというその考え方そのものが、私は本当にこれいいのかなと、南三陸町のイメージが物すごく悪くなるんじゃないかと心配しています。あるとかないかの問題じゃなくて、そういうものの考え方をすることそのものが、私は不思議でならない。これあしたにテレビも来ていますけれども、書かれたら南三陸町イメージ悪くなりますよ。私はそれが心配なんです。終わります。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 及川です。

私のほうからもお伺いしますけれども、まず先ほどの村岡委員にもお話が出ました水源の問題ですねやはり。水源には異常がないから提案したんだと思われまますけれども、やはり水源のそばにそういうものを持っていくということはどうなのかなという、町民の人たちを愚弄しているのではないかなという思いもあります。そして我々も町民に説明しなければならないんです。

以前、私はこの水というものが非常に大事なもののなので、3カ所、歌津の田表、ボーリングしていました。そして入谷の水界トンネルの近くも水源を求めるということで、あとは戸倉ということで、3カ所の水源をとって、有事のときはどこからでもとれるという方法にしたほうがいいということも話しました。そうした中で、現在は戸倉の水源が多うございます。全町を戸倉からとっているような今状況だと思われましても、そうした中で、イメージがどうなのかなってすごく心配され、また説明も町民に我々もしなければなりません。こういうことが起きると、やっぱりここも委員みんなで現地を確認してどうなのかなということも現地確認する必要があると思われまします。

まずもって、その3つの水源の関係がありますので、今後ともこの水源を戸倉中心に町内全部に水源を流していくのかどうか、その辺をお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、まず村岡委員に対して、先ほどの答弁漏れがございましたので。前回、戸倉地区にお住まいの皆様へということでチラシを毎戸に配らせていただきました。その中には「汚染廃棄物（牧草・稲わら）の先行処理に係る住民説明会のご案内」ということのご案内をしているんです。ですからこの中にも、南三陸町には福島第一原子力発電所事故により汚染された、利用自粛している牧草・稲わらが現在においてもありますよということもちゃんと書いておりますので、決して住民の方には伝えていないということではないということをもう一度申し添えていただきたいと思います。そういういわゆる先行処理をしたいので説明会を実施しますということだったと。その後の手法的に、例えば住民の皆様にもう少し丁寧に説明をしながら、例えばですけれども区長さん方とかそういった方々にぜひ出席をお願いしますとか、その手法についてはやはり不足していたんだろうなど。そういうところでは反省する部分はございますけれども、そのチラシそのものについては、決して先行処理のことを伏せてから配付したのではないということをご理解をいただきたいということでございます。

それから、先ほども私申し上げましたが、及川委員につきましては、水源ということになりますと、当町の場合は、皆さんわかるとおり分水嶺で囲まれております。ですから、いわゆるその一つ一つの河川の下流側に井戸を掘って水源としているんですよ。ですから、戸倉については戸倉の河川の下流側に井戸がありますし、志津川については八幡川の下流のところ井戸がありますし、歌津については伊里前に田東山の下流のところ井戸があるというような、そういう水源のタイプなんです。ですから上流で処理をするということについて、もし水源があるということになるとどこでも処理ができなくなってしまうという理屈になってしまいますの

で、それはある意味非常に難しい部分ではありますけれども、先行処理については大盤平でさせていただきたいということの説明会ですから、それはひとつご理解をいただきたいとします。その結果について、さあ次どうしましょうということの第2段階はあるわけですから、先行処理の了解をいただきたいということの説明会であったということ、ひとつまずご理解をいただきたいと思うんです。その後、先行処理した後に測定をして皆様にこういう結果になりましたと、さあその後どうしましょうかということについてはまた別問題です。ですから、その辺のご理解をいただきたいということ、先ほども申しておりますが、繰り返しお話しさせていただきたいとします。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 以前水道の部署に勤務した経験もあるということでお答えさせていただきましても、放射性セシウムにつきましては、そもそも水に溶け込むという性質ではなくて、土壌に固着するという性質を持っているという特質がございます。過去に震災後放射性物質が当然飛散をした際に、当町でも土壌については一定のベクレル数、あるいはホットスポット的な部分があったかどうかはちょっとわかりませんが、一定のベクレル数のセシウムが存在しているということです。ただ、それが水道でどうだったのかというと、過去に震災後ずっと放射性物質セシウムの水質検査を各井戸で行っていたと思いますが、これまでは検出された経緯は一度もなかったということがございますので、その性質も含めて検討しているというところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） ここで休憩といたします。再開は20分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは、おそろいですので再開いたします。

引き続き、質疑を行います。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 何点かお伺いしたいんですけども、まず前段として、先ほど副町長がおっしゃっていた総論は賛成だけでも各論は反対だよねということがあるというのは現実だと思いますので、それをおっしゃる以上は、以上はというか、入谷地区に牧草が保存してあったりするわけですよ。保存している側からすると、それはいつまで置いておくんだという声も当然あるわけですよ。なので、これは非常に難しい問題なんだろうなと思います。そこについては余り、なかなか意見として触れられることがないので一言触れておきたいなと思ったんで

すけれども、その上で質問としては先ほどのお話、説明の中で、先行処理を予定していた1%、3トンの牧草をクリーンセンターで保存していると。保存していたら3トンが2トンになったと。そんなことあるのかなということがちよっと素朴な疑問として浮かびます。水分量が減って軽くなったというようなこと、本当にそうならいいんですけども、1トン分どこかに飛んでいっちゃったんじゃないかということ、そうではないと言い切れるんだろうかと、管理がちよっとずさんなのではないかしらとちよっと思ってしまったのですが、その管理体制とかどうなっているのか。つけ加えて、3トン置いておいたものが2トンになるということは、300トン置いておいたものも200トンになっているかもしれないわけですよ。その辺の調査、今現状がどうなっているのかということをはっきり把握なさっておられるのだろうかということをお伺いしたいなと思います。それがまず1点目です。

2点目は、具体的な工程をもうちよっと詳しくお伺いしたいです。汚染された牧草を土壌にまくんですかね、地面に突き刺していくんですかね。その上に牧草の種をまいていくという手順なんですかね。ちよっとその辺の技術的なことがわからないので。要は現状を、今処理しようとしているところは草が生えているんですか、生えていないんですかということから、ちよっとかいつまんで説明していただければと。

もう一つは、想定外の想定をできているだろうかということ。先行処理はもちろん先行処理ですから、その結果がどうなるかということがわからない以上うちの町として手を打てないということですから、先行処理は必ずやらなければ、要は先行処理の結果やっぱりだめだということも逆に言えなくなってしまうわけですから、先行処理は必要なんだろうと思うんですけども、その過程において、例えば風に乗って飛んでいったとか、今西日本で災害が起きているような予期せぬ大雨が降って、大丈夫だと思っていた大盤平でも土砂崩れが起きて、そこがたまたま先行処理した場所だったなんてことになったら、これは取り返しのつかないことになる可能性がありますから、そこも含めてその先行処理に対しての技術的な裏支えがあるのかどうかということを確認しておきたいんですが、いかがですか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、後藤委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、先行処理をしようとしている現在クリーンセンターに置かれている汚染牧草、これが3トンから2トンになったという部分に関してその管理体制ということでございますけれども、現状クリーンセンターにただ野外に置いているわけではなくて、大型テントに保管して、フレコンバックに詰めたものをその大型テント内で保管しているというところでございますの

で、例えば3トンが風で飛散して2トンになったということではなくて、単純に水分が減って2トンになったということで町としても現状は把握しているところでございます。

また、当然現在残りの農家に保管されている汚染牧草に関しましても、当然水分量が減ったため当初測定したものよりも恐らく重量は減っているのかなというふうに推定はできますけれども、それに関しましても本処理する段階では当然重量等は測定をし直さなければならないということでございます。

あと、先行処理の具体的な工程でございますけれども、今現状から説明ということでございますが、現状大盤平の先行処理の予定地につきましては、雑草が生えている状況でございます。この雑草が生えておりますので、2ページ目の処理にございますように、まずそこを刈り払います。草を刈って、耕起します。トラクターで土を起こして、そこに細断牧草運搬、2トントラックということが書いてございますけれども、この牧草を運搬しまして、その下、マニアスプレッタで散布をしながらすき込みをしていくという流れでございます。すき込みをした土壌に、今度はトラクターのブロードキャスターで牧草の播種をします。そしてそこをトラクターで鎮圧して地固めをするという作業工程ということでございます。

そうした後に、例えば想定外の想定ができていないのかということでございますけれども、先行処理過程において当然予想外の、先ほどお話があったような台風等の被害がないのかという部分に関しましては、そこは農業公社という県内市町村のすき込みをどこでもやっている専門の業者が行う作業工程でございますのでその辺は心配ないのかなと思いますけれども、冒頭説明したように、台風時期でもございますので、その辺期間を長くにとってそういった台風等での被害が、被害といいますか土壌流出とか、種がだめになったとか、すき込みの牧草が飛散するということはないと思うんですけれども、そういったことがないような形での十分な期間をとっての先行処理という事業計画をとっているという内容でございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 じゃあ続けて。

管理体制に関しては、フレコンバックに入っているもので飛散はしていないと、水分蒸発だろうと。済みません、素人考えで申しわけないんですけれども、水分蒸発してその分重さが軽くなったということは、セシウムの濃度は逆に濃くなっているのかなという気がするんですけれども、その濃度というのは変化しないものなんですかね。変化しないとすると、そのセシウムというのはどこに飛んでいったものなのか、どこに消えてなくなったものなのかというのが、済みません、科学的な知見がなくて申しわけないんですが、ちょっとご存じでしたらお知

らせください。

それと、散布しながらすき込むというその具体的な工程はわかりました。じゃあ実際に汚染牧草、細断牧草を運搬して散布するという具体的な日にちは、この資料によると8月23日から9月3日の間ということだと思えますが、それでよろしいのかどうか。その日程ですね。

それと3点目として、想定外の想定に関しては業者も含めて安心できるような体制づくりをしているということのようですが、現場にはこの期間、先行処理が終わった後は立ち入りが禁止されるのでしょうか。

3点お願いします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 水分量が飛散した現状保管している先行の汚染牧草に関しまして、セシウム等の濃度が逆に濃くなっているのではないかということでございますけれども、正直私もその科学的知見はございませんので、何とも今この場では言えないんですけれども、先ほど処理の過程の中でお話ししましたけれども、まずすき込みをする前に現状の汚染牧草に関しましてはサンプリングして再度調査を行います。そして先行処理をしたいということでの内容でございますので、再度検査するというご理解いただければと思います。

あと、日程に関しましては、今お話あったようにこの8月23日から9月3日、この間で処理を行うと。恐らくこの面積ですので1日、長くても2日で終了する予定ですけれども、先ほどお話ししたように期間を長くとっているというところでございます。

あとは、「立ち入り」の声あり）立ち入り等でございますけれども、一応先行処理部分に関しましては、くいを打ってテープをその区間に張りめぐらせます。したがって、その部分に関して、大盤平に立ち入れないのかということになるとそうではなくて、その区間に関しましては立て看板等において先行処理の地域ですので足は踏み入れないでくださいという部分でテープを巻くということでございます。

以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 最後にもう一点だけ。仮定の話には答えられないと言われそうな気もするんですけれども、その先行処理が万が一、なかなかすき込みしたけれども線量は減らないと、要はこの手法はこの町では使えないかもしれないとなった場合は、またそれは別問題でそこから議論が始まるということですが、先行処理しちゃったその土地というか、その処理というんですかね、先行処理した結果余りうまくないねという結果が出た場合、その先行処理

した幾らかの土地はどうするのでしょうか。そのままほったらかしにするのでしょうか、それとももう一回掘り起こして全部回収して別な処理方法ということになるのでしょうか。それはどのように今の時点では考えておられますか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ちょっとそこに関しましては、他市町村の事例等を見ますと、基準といいますか結果が悪くなったという事例はないんですけれども、ただ400ベクレル以下に関しましてはそもそも安全だということが国の基準で出ております。したがって、先ほどの資料の1ページ目にあるように、まず流通・施用が認められている400ベクレル以下の牧草についてすき込みを行いますので、そこで還元前と還元後のセシウム濃度、これを測定すると。そこで生産された牧草が安全であるという確認をするということでございますので、400ベクレル以下の安全な牧草が、再度検査した結果500ベクレルになるとか600になるということはちょっとあり得ないというふうに考えておりますので、その点例えば結果が悪かったという部分がちょっとどれぐらいの濃度なのかというのはわからないんですけれども、当町としては安全性を確認する意味ですき込みを行うという認識ですので、結果が悪かったらどうなるかという部分に関しては、ちょっとその後検討したいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 最後の部分に関しては、数字で幾ら説明されても感情的な疑念が払拭できないというのが、先ほどまさに村岡委員がおっしゃったようなところだと思いますので、400以下だから安心ですよって言って、じゃあそのまま放置しておいても大丈夫ですってという説明だと、何を言ってんのと、お前そこに住んでみろやと言われかねないと思いますので、そこはそう答えるしかないというお気持ちもわかるんですよ、わかるんですけれども、もうちょっと人の感情に配慮したといいますか対応をしないと、今の時点で私なんかは、その先行処理した部分は結果がどうあれ、そこで1回やったものはもうきれいさっぱりなくしますぐらいの対応を今のうちから考えておいたほうがいいんじゃないかと思います。それは予算つくことですからいろいろな検討材料が必要だとは思いますが、そこは最後一言つけ加えて終わります。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 本町ではたしか指定廃棄物は存在しないということで、これは何千ベクレル以上でしたか、そうするとこの400ベクレルというのがどれぐらいのものなのかが、いまいち多分皆さん、私もそうなんですが、理解できていないと思うんです。それが人体に与える影響というのは、400ベクレルという数字はどういうものなんですか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 400ベクレル以下という部分の内容なんですけれども、400ベクレル以下につきましては、それを例えば飼料として40年間すき込みを行い続けた、それを土壌中にすき込んでも人体に問題が出ない量という検査結果でございます。

○星 喜美男委員 指定廃棄物は。

○農林水産課長（千葉 啓君） 8,000ベクレル以上です。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 では、もう一点お伺いします。

ただいま先行処理は農業公社のほうに委託というご説明でしたけれども、先行するに当たって委託料がどのくらいかかって、これは復興予算なのか、補助なのか、そのお金の出どころですね。幾らかかって、どういうふうに入ってきて、そして今後この先行処理が終わってその残っている分をすき込みした場合どのくらいの金額がかかるのか、お示してください。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回農業公社に委託する部分に関しましては、平成29年度予算の繰越事業でございます。これは汚染廃棄物の加速化事業という事業で、事業費の2分の1でございます。当町の事業費が現在103万4,000円でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、これは6区画をやる予定での事業費でございますので、これが4区画に変更になった上で事業を行いますので、事業費はこれよりも減るというふうに考えております。残りの2分の1という説明しましたけれども、残りの半分に関しましては復興の予算で交付税措置されるという中身で、単費はないという状況でございます。

平成31年度の事業費に関しましても、厚生労働省等との協議の中で、予算に関しましては要求しても大丈夫ですよという内諾はいただいているという状況でございます。

済みません、その本格処理の部分の予算がどれくらいかかるのかということに関しましては、それはちょっとまだ先行処理部分の結果が出てからの協議となりますので、そこはまだ数字的には出ていないという内容です。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、6区画から4区画減りましたと、そして金額については103万円、これの2分の1が復興予算で出ると。残りの2分の1は、単費使わないで何で出てくるんですか。何を充てて。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、事業費の2分の1は汚染牧草の加速化事業という国庫補助金で賄われて、残りの2分の1が震災特交の交付金で賄われますので、手出しはないというところです。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 農業公社さん、最初からそうなんですけれども、基盤整備したのも農業公社さんなんですけれども、記憶には農業公社だと思います。農業公社のときかなりの基盤整備をしました。そうすると国からは、指定というわけではないんでしょうけれども、必然的にこの農業公社へ事業が行くようなシステムになっているように捉えられるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。県内の事業者が農業公社一本に行くようなシステムなのかどうか、国からこういうところを使いなさいってなっているのかどうかということです。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） そもそも農業公社に関しましては、基盤整備もそうなんですけれども、こういった草地等の専門業者ということで、専門業者ということは、例えばそういった牧草を処理するに当たっての機械も当然持っておりますし、人員的な、あとは技術的な部分もございますし、公社ですのでそういった民間とは違った部分がありますので、その辺ご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 基盤整備も、やらないところも基盤整備してどんどんどんやったような、私の記憶ではございます。そうした中で、ここが専門的なところだからといって、この事業をするのに今話先ほどから聞いていますと、何年かたつと減っていく、ここ数年で減ってきていた、3分の1も減っていた。それじゃあ減っていたならば、素人考えなんですけれども、そこに置いてもいいんじゃないかなという考えが私の場合出てくるんですけれども。この農業公社にするに当たって、予算が復興予算でできるからやりませんかと言われてたものなのか、こちらからお願いしてやった事業なのか、その辺のご説明お願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、牧草地に牧草をまく、種をまくという部分と、県内の自治体でそういった先行処理部分のすき込みに関して農業公社で行っているということで農業公社というお話をさせていただきました。恐らく災害復旧の水田の復興とはちょっと話は別なのかなと考えております。あくまでこの汚染牧草の処理に当たっては、牧草地または牧草の播種をするという部分で専門業者ということで公社という名前を出したというところです。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 もちろん基盤整備とは話が違いますけれども、なぜしなきゃならなかったのかという、お話を聞いていると減っていく事実があるわけですよね。置いていて減っていったって。そういうことも考えられなかったのかなという、そういう思いなんです。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 全く議論を理解していないなと思って聞いていたんですが、先ほど後藤委員がお話ししたように、今軒先に抱えている方々もいらっしゃいます。そういった方々は一日も早くそれを撤収していただきたいという思いがございまして、そのまま置いておくということは、今保管をしている町民の皆さんに過大な負担を今現在かけているということとございまして。そこからどうやって回収をして減容化をしていくかということに今我々としては汗をかいているということとございまして、その辺はほかの委員の皆さん方ご理解をいただいているようですが、どうも何か理解いただけないようなので、ちょっと私からお話をさせていただきます。現実そういうことだということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 村岡委員。

○村岡賢一委員 1つだけお聞きしたいと思うんですけれども、例えば風評被害で、害があるとかないとかは別にして、風評被害があつて、例えば農水産物の売れ筋や値段が下がるとか、取引先にキャンセルされるとかいろいろな問題が出る、あるかないかわかりませんが、もしそういうふうになった場合、町ではそれは補償してくれるのかどうか。それだけお聞きしたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 補償というのは、今現在の中でお話しできることではないと思えますが、基本的には、例えば仙南は仙南の焼却施設で全て焼却をするということになっております。これも当然地域の皆さん方反対ということがございまして、過日試験焼却を終えたということとございまして、石巻、こちらのほうも焼却をするということになっております。それから大崎地区においても、これも焼却をすると。それから宮黒地区も焼却をするということになっております。すき込みをするというのが、南三陸町と気仙沼市と栗原市ということになります。これ全て同じ問題を抱えながらこの問題に取り組むということになります。すき込みであれ、焼却であれ、地域の方々、いわゆる先ほど副町長言いましたが、総論は賛成、各論反対というのは各地域で全て起きております。ですから、こういう問題が風評でさまざまな問題起き

たときに、南三陸町という限定の問題ではなくて、今言ったように宮城県内全ての自治体が絡んでいる問題ということになるかと思しますので、これはある意味そういった責任ある所在、そういった方々にはそういったお話をさせていただくということに多分なろうかというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 済みません、私からもちょっと質問させていただきます。

重量が3トンから2トンに減ったということなんですけれども、実はそれは水分が減ったという説明でしたが、このあたりはやませという海霧が今も日々発生しています。気温と露点温度が近いということもあって、ですから今の時期だったら逆に重量がふえているかもしれないということも考えられますので、そのあたりは留意していただきたいと思います。

この説明資料の5ページ目に航空写真があるんですけれども、これちょっと方角が書いていないので、どっちが北になるのか。この写真の中に、分水嶺ということもありますから、石巻市も含まれているんだったら、どの部分が石巻市になるのか教えていただきたいのがあります。

それと、あと試験をするということなんですけれども、この試験の内容ですね、何をどう試験するのか。例えば大気、セシウムの濃度とか空間線量、大気あるいは土壌、それから水、あとの植えるポトマックという牧草、これもあわせてそれぞれセシウム濃度、空間線量とかそういうものを試験するのか。この牧草については、この面積を全量検査するのか、あるいは部分的に少量だけとって検査するのか、その検査の仕方。何をどのぐらいの量、どのような検査をするのか教えてほしいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、大盤平の方角に関しましては、この日本語で記載されている例えば戸倉字綱木沢というところを、このA4を横にさせていただいて、上が北でございます。日本語が左から読むような形で用紙を向けていただいて、上が北というところでございます。石巻市との境界に関しましては、この4つのオレンジ色の区画の下に線が記載されておりますけれども、これが石巻市と南三陸町の境でございます。

あと検査の中身でございますけれども、まず現状の大盤平の空間線量と土壌の検査を行います。あわせて保管されている先行処理の汚染牧草の重量も含めて、セシウム濃度の測定を行った上ですき込みを行うという内容でございます。量に関しましては、先ほど3ページで説明したこの4区画でこの区画によって量の濃淡がございますので、この4つの区画それぞれ牧草の

線量をはかって、なおかつ空間線量もはかるという内容になります。この①から④の各区画の全量といいますか、①だったら①から集めた牧草をはかるという内容でございますので、それを例えば攪拌して泥にしたやつを検査するのかどうかという部分は、済みませんがちょっとまだ理解していないところなんですけれども、ただこの①から④の生えた牧草の線量をはかるという内容で理解しているところでございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。

ないようでありますので、以上で放射性物質汚染牧草の処理事業についての質疑を終わりたいと思います。

ここで当局の皆さんには退席していただきたいと思います。

皆さんにお諮りします。ここで請願2の1についてご意見を伺うことになっておりますが、ただいま12時を目前としていますので、時間延長してお昼が少し延びてもよろしいですか。

よければ、大変申しわけないですが、この請願2の1についてご意見を伺うことにします。

それでは、まず初めに、請願2の1「高野会館」を震災遺構として保存することに関する請願書について、今後の進め方について委員からご意見を伺いたいと思います。

前回の委員会において、もう調査事項はないというご意見と、当局と請願者との意見の相違を確認する必要があるとのご意見が出まして、協議の結果、本日の委員会を開催することとなったので、当該請願を審査するに当たり一通り判断材料はそろったと思いますが、ほかに調査が必要な事項があるというご意見があれば伺いたいと思います。（「さっき休憩前に及川委員から高田のどこ視察したらいいんでないかということ、一遍諮るっていうことであつたでしょう」の声あり）はい、わかりました。訂正します。

先ほど、及川委員からのご意見で、他の地区の震災遺構を視察するというご意見が出ております。このことについて皆さんのご意見をまずお伺いしたいと思いますが。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 私も実は陸前高田市の震災遺構を見て回りました。陸前高田市は、祈念公園をむしろ拡大して気仙中学校を含むという決断をしました。そこにはやっぱり国のお金もうまく活用しながら彼らは動いています。ですから、大きな参考になると思いますので、私もぜひ皆さんには見ていただきたいなと思います。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 震災から7年と4カ月が経過しているんですが、震災遺構に対する考えは、議員それぞれこれまでの7年間のうちにしっかりとした考え方を持っていてこれまでも臨んできた

つもりでありますし、議員の皆さんもそのように感じておるものと思います。何よりも、この請願書の内容が、参考人を、請願者を呼んでいろいろ伺った際に、内容がちょっと違っているんですね。この請願書をもって調査をするということになっていきますと、そういったことも含めると、今よその遺構を見たからどうこうという話ではないと思うんです。そういったことで、一定程度のこれまでの請願者の願意というものは我々にも伝わっておりますし、十分にそれを判断できるような調査もできていると、そのように私は思っております。

○委員長（山内昇一君） 及川委員……（「この意見さ対してみんなの意見も今聞いてみて」の声あり）この件に関して。（「倉橋さんが言ったことに対して、みんなから今意見を言うわけですよ」の声あり）

○及川幸子委員 この件、もう少し。この特別委員会におろしたというところも考えていただいて。町長の説明ですとお金がかかる、予算がないということを言われるから、別な岩手県ではそういうちゃんとやっているところもありますよと、そういうことを言いたいんです。（「及川委員、まだ委員長に指名されてないから、私語ですからね」の声あり）

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤清喜委員 先ほどから、及川委員から陸前高田市の震災遺構を見てくるべきだというそういう意見がありますから、あとはもう調査はここで終了すべきだという意見もありますから、そこで賛否とったらどうですか。陸前高田市の遺構を見るべきだという人の賛成とか、挙手でも何でもいいですから、そこで委員長の判断を仰ぎたいと思います。

○委員長（山内昇一君） それでは、陸前高田市の震災遺構について視察をするべきの方に挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（山内昇一君） 2名ですか。ありがとうございます。

それでは、震災遺構の視察については取りやめることにいたします。

次に、放射性物質汚染牧草の処理事業について、先ほど当局から説明を受けましたが、調査が必要な項目があればご意見を伺います。いいですか。現場を視察するとかそういったことも含まれるかと思えます。星委員。

○星 喜美男委員 いずれ試験的に行うということですから、それが一切終了して検査結果、調査結果が出た段階でまた検討して開催したほうがいいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

それでは、ただいまの件につきましては、調査結果が出た後に検討するというところでよろし

いですね。ありがとうございます。それでは、そのように取り進めることといたします。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任していただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

次に、その他として、委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。及川委員。

○及川幸子委員 前回の特別委員会で、私、復興住宅の件について瑕疵担保責任があるんですけども、その後においてできた破損箇所と申しますか、亀裂とかいろいろあるんですけども、その辺も調査したいということで、前回の場で皆さんに諮っていただいて、それも特別委員会に付託するということが決まったんですけども、次の委員会にその件も付託案件として議題として出していただきたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） この件について、皆さん、次回の特別委員会に取り上げるということによろしいですか。（「はい」の声あり）

前回、議会でも説明がありました職員による手続ミスと申しますか、「不正行為」の声あり）不正行為ですね、そういったことの調査をしたいという旨のお話があります。このことについて、皆さんにお諮りしたいと思います。及川委員。

○及川幸子委員 この件について、全員協議会の中で説明がありましたけれども、その後の動向などもまだわかっておりません。やはりこの特別委員会で詳しく審査していくべきと思われるので、その方向でお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） ただいまの提案に対して、皆さんよろしいですか。では、議長。

○議長（三浦清人君） この件に関しましては、当局から全員協議会で申し送りがありましたよね。いろいろと状況の説明がありました。

その後、執行部としては職員に対しての処分をするために懲戒審査会を3回開催をして、その結果、職員に話すと、処分をするということで全員協議会が終了したわけですね。結果、皆さんも新聞等でおわかりのことと思いますが、本人に対しては3カ月停職の懲戒処分、それから当時の課長と係長につきましては戒告と、これも懲戒処分です。

今まで職員のミス、住宅の徴収ミス、あるいは固定資産税、住民税の職員のミスということで、職員のミスですから、これは我々議会としましても、人間ですから間違いもあるんだろうということで、特別に調査とか何もしなかったということではありますが、今回は不正処理と、

不正という言葉がマスコミで流されたわけです。それに対する住民の方々からはいろんなご意見が来ております。議会として何もしないのか、そういう話がありますので、何とか議会としては、ミスはこれまではあったけれども、不正処理ということになってきますと、ましてや職員本人に対しても懲戒処分という重い処分が下されまして、今後の再発防止も含めて、議会としても具体的にどういう流れの中でこういうことが起きたのか、あるいは原因はどこにあるのかということも我々としてもやっぱり把握して、住民の方々に聞かれて、どういうことなのっしょって言われて、わかりませんというわけにもいかない。それから内容もよくわからないので、事務処理等もわからないで、いやあれ不正にやった本人が覚えてないんだとっしょということだけで、住民が果たして納得するのかなという思いがありましたので、これはある議員たちの方々からも直接言われましたので、特別委員長のほうにも、これに関してはひとつ皆さんに諮ってくれませんかという、私のほうからもお話をさせていただきました。きょう今諮っているところです。

○委員長（山内昇一君） ほかに。星委員。

○星 喜美男委員 今議長からいろいろ話があったんですけども、これまではミスだから何もしないではなくて、たしかあれは住宅に関する特別委員会は立ち上げて、調査まだ、そのまま特別委員会は存在していると思います。ですから、今回の件を調査したいというのであれば、特別委員会を別に立ち上げたほうが私はいいと思います。東日本大震災で調査、ちょっといろいろ調査事項が多過ぎて、多分混乱してわからないと思いますから、新たに特別委員会を立ち上げるべきだと思います。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 これまでも執行部でいろいろな問題があったときに、私の中では執行部の中だけで処分とか精査とか検証が行われていると、もっと議会がそれにかかわって行って、それを検証することで再発生を防ぐための抑止力になると私は思います。今回の職員の不正行為というか、これに関してもなぜそれが起こったのかといえば、メールの送信をしたらば、その送信したのに対して国のほうで交付金が落ちたということで町はもう大混乱しました。そういったことを考えていっても、一番最初からどの方がどういった経緯で、課長、係長、課長補佐、そして主査たちがどんなふうにしてこの問題にかかったかを洗いざらい全部執行部のほうから説明してもらうことが、今後のこういった問題の発生を防ぐと私は思いますので、今星委員が言ったように、特別に委員会を立ち上げて、今後の職員のそういった間違いを起こさないための検証としてやっぱり別に特別委員会を開催して、執行部からも説明して議員の皆さんの意

見、それをやっぱり煮詰めていかないと、また私は起きると思います。住宅問題も含めて、余りにもこの町ではいろんなことが起こって、闇の中で解決されていっていると。だからやっぱり表面に出して、執行部も全部うみを出すような形で全て私はやってほしいと思います。以前、料金の考え方に関しても、基本的には派遣職員がやったからみたいな形の説明をしていたけれども、本当にそうなのかと私は疑問を持っています。だから、今回の件に関してはじっくり議論する場をつくってほしいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。高橋委員。

○高橋兼次委員 今お二方意見を述べましたが、私も総論ではそう思います。やはり新たな特別委員会の中で、議会としての役割、そして今後の再発防止のためにも、議会が徹底して役割を果たすことが啓蒙につながるのかなとそう考えますので、今までにないような取り組みをすべきだとそう思います。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 前者の方々と同じなんですけれども、それになお、やはり毎年こういう不祥事が起きてくると議会の監視機能、チェック機能はどうしているのかなという町民目線もございます。ですから私としては、初回は特別委員会でもいいんですけれども、例えばそれが個人で病気があるとか、いろんな問題もなきにしもあらずだと思うんです、そうした場合、やはり百条委員会というものも適用が今後の進みようではあるんでなかろうかなと思われまので、その件も一応申し述べておきます。

○委員長（山内昇一君） ほかにご意見はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、今回新たな特別委員会立ち上げといったご意見が多いようでございます。この件に関して、どのように取り進めますか。（「決まったらあと進むだけ」の声あり）わかりました。一応賛成だけいただいてね。

局長、それではちょっと説明をお願いします。

○事務局長（三浦 浩君） それでは、私のほうから手続的な面での説明をさせていただきます。

特別委員会の設置に関しましては、本会議での議決が必要となりますので、今の皆様のご意見を総合いたしまして、次回の議会において特別委員会設置の関係についてお諮りするということで、当局として準備を進めてまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 その本会議というのは臨時議会でもいいんですか。

○事務局長（三浦 浩君） 本会議となりますので、臨時会、定例会は問いません。（「はいわかりました」の声あり）

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

ほかになければ、以上で本日の会議を終了したいと思いますがお異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会することといたします。

ここで、後藤副委員長よりご挨拶をお願いします。

○後藤伸太郎委員 ご挨拶ということですので、（聴取不能）。

請願に関しては、次回以降、討論・採決というような形になっていくと思いますし、汚染牧草の処理事業に関しては、（聴取不能）現地での取り組みを、数字として上がってきてからまた再度調査ということになると思いますので、引き続き重要な問題ですので、委員各位に積極的に発言していただいて、積極的に情報を集めていただいて、この委員会に持ち寄っていただければというふうに思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

本日は大変お疲れさまでした。

○委員長（山内昇一君） 以上で、本日の東日本大震災対策特別委員会を閉会することといたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後0時18分 閉会